平成２２年（フ）第９８号
北九州市戸畑区境川２丁目２番16号
債務者　ラーメン千成こと　内野　策三
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９９号
北九州市小倉北区長浜町15番25号
債務者　松尾　正代
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１２号
北九州市小倉北区緑ケ丘２丁目６番33―203号
債務者　橋本　善嗣
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１３号
北九州市若松区古前１丁目15番３号　202
債務者　木村　　孝
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１５号
北九州市小倉北区神岳２丁目４番35号　三幸荘101
債務者　岩井敬二郎
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２１号
北九州市門司区大字畑1537番地
債務者　富永　武寿
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８３９号
奈良県大和郡山市九条町1047番地25
債務者　佐藤　靖子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８６８号
奈良市登美ヶ丘５丁目９番４号
債務者　畑　奈生子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３１号
奈良市法蓮町408番地
債務者　米田　修次
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４０号
奈良県大和郡山市西田中町609番地６
債務者　久田今日子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
奈良市南京終町１丁目80番地の３　春日荘苑Ｂ棟Ｃ号
債務者　濵口　文幸
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４１３号
北海道阿寒郡鶴居村幌呂東２丁目８番地１
債務者　伊藤　祐輔
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７号
釧路市鳥取北７丁目７番15号
債務者　竹谷　　強
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
北海道釧路郡釧路町桂２丁目10番地13　八紘ハイツ２―202号室
債務者　石井有貴子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
釧路市星が浦大通２丁目９番13号　ハイツ雄飛101号
債務者　池上　里子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉６丁目５番22―403号
債務者　橋本　佳之
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
釧路市美原１丁目22番5409号
債務者　鈴木　尚子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所